

平成21年度 スポーツ安全保険改定のご案内

平素はスポーツ安全保険にご加入をいただきありがとうございます。

当協会では、スポーツ安全保険をより便利に安心してご利用いただけるよう、平成21年度より下記の通り改定いたします。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

 財団法人 **スポーツ安全協会**

改定内容の概要

① 傷害保険

入院・通院 **1日目**から補償します。

【平成20年度(改定前)】

入院・通院 4日以上から補償

【平成21年度(改定後)】

入院・通院 1日目から補償

② 賠償責任保険

てん補限度額(補償額)を**身体・財物賠償合算額**に変更するとともに、免責金額を**廃止**します。

【平成20年度(改定前)】

てん補限度額(補償額)
身体賠償 1人1億円、1事故5億円
財物賠償 1事故500万円
※AW区分を除く。

免責金額(自己負担額) 1事故1,000円

【平成21年度(改定後)】

てん補限度額(補償額)
身体・財物賠償合算 1事故5億円
ただし、身体賠償は1人1億円
※AW区分は裏面の補償額表をご覧ください。

免責金額(自己負担額) 廃止

③ 共済見舞金

突然死に対する補償額を **180万円**へ引き上げます。

【平成20年度(改定前)】

共済見舞金給付額 160万円

【平成21年度(改定後)】

共済見舞金給付額 180万円

④ 加入区分・掛金 詳しくは裏面をご覧ください。

子どもの団体、大人の団体の区分を廃止し、5名以上の団体で**加入者ごとに加入区分**をご選択いただくように変更いたします。これにより、子どもと大人が混在の団体であっても、1団体として加入ができ、加入手続きが簡素化されます。また、補償の拡充に伴い、**掛金・年齢条件の見直し**を実施します。

【平成20年度(改定前)】

人数要件
子どもの団体は子どもが5名以上
大人の団体は加入区分ごとに5名以上

B区分
団体員がおおむね(3分の2以上)、
60歳以上の方により構成された団体

【平成21年度(改定後)】

人数要件
5名以上の団体
加入区分は加入者ごとに選択可

B区分
65歳以上の方
※平成21年4月1日と掛金の支払い手続きを行った日のいずれか遅い日の満年齢が65歳以上の方。

Web インターネット加入限定

⑤ 短期スポーツ教室(開催期間3か月以内)の区分新設

開催期間が3か月以内の**短期スポーツ教室**を対象に掛金600円の加入区分を新設します。

⑥ 中途加入者の手続き簡便化

インターネットを利用して200名以上でご加入の団体に限り、1か月分の中途加入者を翌月にまとめて加入手続きを行う「翌月一括手続方式」を導入します。これにより、中途加入手続きの簡便化を図ります。

平成21年4月1日以降、加入者の合計が200名以上となった時点で、別途メールにてご案内を差し上げます。

当ご案内は、平成21年度改定内容の要旨を記したものです。

ご加入の際には必ず「スポーツ安全保険のあらまし」「重要事項説明書」(平成21年2月下旬作成予定)をご覧ください。

また、詳細は、保険約款及び特約書によりますが、ご不明な点につきましてはスポーツ安全協会又は東京海上日動までお問い合わせください。

平成21年度スポーツ安全保険の加入区分・掛金・補償額

一般団体の加入区分 (団体活動を行う5名以上の方々でご加入ください。加入者ごとに加入区分をご選択ください。)

加入対象者	補償される団体活動等	加入区分	年間掛金 (一人当たり)	傷害保険金額				賠償責任保険 てん補限度額 (免責金額なし)	共済 見舞金
				死亡	後遺障害 (最高)	入院 (日額)	通院 (日額)		
子ども (中学生以下 (特別支援学校 高等部の 生徒を含む。))	団体活動全般	A1	600円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体・財物賠償合算 1事故5億円 ただし、身体賠償は 1人1億円	180万円
	団体活動全般	AW	1,150円	2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円		
	上記以外 (個人活動・個人練習など)			100万円	150万円	1,000円	500円	身体・財物賠償合算 1事故500万円	対象外
大人 (高校生以上 65歳以上)	文化・ボランティア・地域活動 団体員の送迎、応援、準備、片付け	A2	600円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体・財物賠償合算 1事故5億円 ただし、身体賠償は 1人1億円	180万円
	スポーツ活動 スポーツ活動の指導	C	1,600円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
	子どものスポーツ活動の指導限定	AC	1,100円	1,000万円	1,500万円	2,500円	1,000円		
	スポーツ活動	B	800円	600万円	900万円	1,800円	1,000円		
全年齢	危険度の高いスポーツ活動 該当するスポーツ活動に変更は ございません。平成20年度あら まし等のD区分をご覧ください。	D	9,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円		

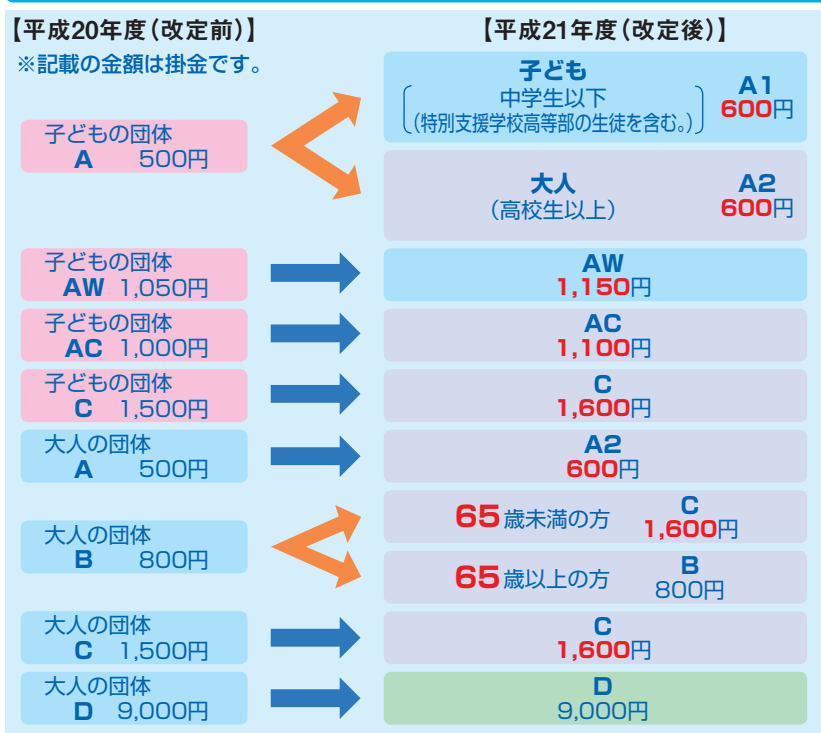
※危険度の高いスポーツ活動はD区分以外では補償されません。

短期スポーツ教室の加入区分 (インターネット加入のみの受付です。 (教室ごとに5名以上でご加入ください。))

全年齢	短期スポーツ教室 (開催期間3か月以内)の活動	短期 スポーツ 教室	600円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体・財物賠償合算 1事故5億円 ただし、身体賠償は 1人1億円	180万円
-----	----------------------------	------------------	------	---------	---------	--------	--------	---	-------

※インターネット加入をご利用になれない場合は、一般団体の加入区分でご加入ください。

平成20年度加入区分と平成21年度加入区分の対応 (B区分とD区分を除き、掛金が100円増額となります。)



ご注意

- 従来のA区分は、加入者の年齢によりA1区分、A2区分に変更となります。
- B区分は65歳以上の方専用の加入区分となります。従来B区分にご加入の65歳未満の方は、C区分に変更となります。

ご加入の単位

従来は加入単位を「子どもの団体」と「大人の団体」と区分しておりましたが、これを撤廃し、団体活動を行う5名以上の団体であれば、年齢、活動内容により加入者ごとに加入区分をご選択の上ご加入いただけます。これにより、大人・子どもが混在の団体であっても、1団体として子どもの人数、大人の人数に関係なく、合計で5名以上であればご加入いただけるようになります。

会員登録番号について

加入依頼書でご加入の団体には、毎年2月以降に会員登録番号が記載された加入依頼書をお送りしておりますが、平成21年度改定に伴い、新規会員登録番号を付与させていただきます。何卒ご了承ください。

財団法人 スポーツ安全協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目12番1号
Tel. 03-5510-0022

ホームページアドレス <http://www.sportsanzen.org>

<幹事会社>

東京海上日動火災保険(株) 公務第2部公務第1課
〒100-0004

東京都千代田区大手町1-5-1 大手町ファーストスクエアWEST11階
Tel. 03-5223-2607 (平日9:00~17:00)

(共同引受保険会社(平成21年4月予定)) ※予告なく変更となる場合があります。
あいおい損害 共栄火災 損保ジャパン 大同火災 東京海上日動
日新火災 ニッセイ同和損害 日本興亜損害 富士火災 三井住友海上

- ・当補償制度は傷害保険(スポーツ安全協会傷害保険特約付帯普通傷害保険及びスポーツ安全協会傷害保険特約条項(学校管理下外担保))、賠償責任保険(スポーツ安全協会賠償責任保険特約付帯施設賠償責任保険及びスポーツ安全協会傷害保険特約条項(学校管理下外担保))及び共済見舞金制度によって構成されています。
- ・掛金は傷害保険・賠償責任保険の保険料と共済見舞金掛金(20円)で構成されています。

(平成20年12月作成)
K1310-08-083